令和５年度　軽自動車税（種別割）の税率について

軽自動車税（種別割）は、<u>毎年４月１日現在</u>で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。軽自動車税（種別割）には月割り課税制度がないため、４月２日以降に廃車や譲渡をされた場合でも、年税額が課税され払い戻しはありません。税率（年税額）については、車両の種類や新車新規検査年月によって適用される税率が異なりますので、以下の税率（年税額）表をご確認ください。

○ 原付・二輪車・小型特殊車等

種　別			税　率（年税額）
原動機付自転車	50 cc以下のもの		2,000 円
	50 cc超 90 cc以下		2,000 円
	90 cc超 125 cc以下		2,400 円
	三輪以上（ミニカー等）		3,700 円
小型特殊	農耕二輪（農業用トレーラー等）		2,400 円
	農耕四輪	1,000 cc以下	3,600 円
		1,000 cc超	4,600 円
	特殊自動車		5,800 円
軽自動車	ボートトレーラー		3,600 円
	二輪のもの（125 cc超 250 cc以下）		3,600 円
二輪の小型自動車（250cc 超）			6,000 円

○ 軽自動車（三輪及び四輪以上）

種　別			令和５年度税率（年税額）		
			最初の新車新規検査年月日（初度検査年月日）		
			平成27年３月31日以前	平成27年４月１日以降	重課税率（13年経過※1）
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪	自家用	乗用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物	4,000 円	5,000 円	6,000 円
	営業用	乗用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		貨物	3,000 円	3,800 円	4,500 円

最初の新車新規検査（初めて車両番号の指定があり新規登録時に受ける検査）の年月に応じて税率が異なります。

※1 重課税率は新車新規検査から13年経過した車両が対象となります。
（電気自動車、燃料電池車、天然ガス車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド車を除く。）
令和５年度課税において重課税率が適用される車両は、<u>平成22年３月31日以前に新車新規登録した車両（自動車車検証に記載されている初度検査年月が「平成22年３月」以前）</u>となります。

○ 軽自動車グリーン化特例

平成27年４月１日以降に新車新規登録した車両は新税率が適用となりますが、一定以上の排出ガス性能、燃費性能を有し環境負荷を軽減している車両は、グリーン化特例として軽減税率が適用されます。

令和５年度課税において軽減税率が適用される車両は、<u>令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に新車新規登録をし、今回初めて課税されるものであって、以下の基準を満たす車両となります。</u>

（※令和５年度の税率にのみ適用）

グリーン化特例　対象軽自動車 ※		種　別			軽減税率（年税額）
電気軽自動車 天然ガス軽自動車	平成30年排出ガス規制適合または 平成21年排出ガス規制適合かつ 平成21年排出ガス基準10%以上低減達成車 【概ね75%軽減】	三輪			1,000 円
		四輪	自家用	乗用	2,700 円
				貨物	1,300 円
			営業用	乗用	1,800 円
				貨物	1,000 円
ガソリン車 ハイブリッド車	営業用乗用車であり 令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和２年度燃費基準達成車 【概ね50%軽減】	三輪			2,000 円
		四輪	自家用	乗用	対象外
				貨物	対象外
			営業用	乗用	3,500 円
				貨物	対象外
	営業用乗用車であり 令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和２年度燃費基準達成車 【概ね25%軽減】	三輪			3,000 円
		四輪	自家用	乗用	対象外
				貨物	対象外
			営業用	乗用	5,200 円
				貨物	対象外

※電気軽自動車及び天然ガス軽自動車を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は、平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

【お問合せ先】境町役場税務課　軽自動車税担当　電話：0280-81-1302

軽自動車税（種別割）納税通知書について

軽自動車税(種別割)は、毎年４月１日現在で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。軽自動車等を所有していないのに納税通知書が届いた方は、４月１日までに名義変更や廃車の手続きが済んでいない可能性があります。

境町から転出された場合や、所有者が死亡された場合などは、下記窓口において手続きが必要です。手続きが行われない場合、次年度以降も軽自動車税(種別割)が課税されますのでご注意ください。

また、口座振替の場合、軽自動車等の所有者が死亡された方の名義のままですと、口座から引き落としがされないことがありますのでご注意ください。

＜変更・廃車等 手続き窓口＞

車　　種	届　出　先
◆境町ナンバー ・原動機付自転車（125 cc以下のバイク） ・小型特殊自動車 （トラクター・フォークリフト等）	○境町役場税務課 住所：猿島郡境町 391 番地１　電話：0280-81-1302 ○または、転出先の市区町村　軽自動車税担当課
◆土浦・つくばナンバー ・軽自動車（三輪・四輪）	○軽自動車検査協会 茨城事務所 土浦支所 住所：つくば市島名字前野 3915 番地（つくば市諏訪 C23 街区５） 電話：050-3816-3106 ○または、転出先の住所を管轄する軽自動車検査協会
◆土浦・つくばナンバー ・二輪軽自動車（126～250 cc以下のバイク） ・二輪の小型自動車 （250 cc超のバイク）	○茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所 住所：土浦市卸町２丁目１番３号　電話：050-5540-2018 ○または、転出先の住所を管轄する運輸支局

※詳細は、各届出先でご確認ください。

■ 納付期限(口座振替日)

令和５年度軽自動車税(種別割)の**納期限（口座振替日）は、令和５年５月 31 日（水）**です。

■ 納付方法

・**納付書が届いた方**

➡役場会計課（庁舎１階）の他、納付書裏面に記載されている各金融機関およびコンビニエンスストア、地方税統一 QR コード、スマートフォンアプリで納付できます。詳細は、納付書裏面または別紙「境町では様々な税金の納付方法が選択できます」をご確認の上、納付をお願いします。

・**口座振替用通知書が届いた方**

➡通知書記載の指定口座から引き落とします。なお、口座振替日当日に入金をしても、引き落としされません。再振替も行わないため、必ず口座振替日前に残高確認をお願いします。

■ 車検用納税証明書について

郵送された納付書を使用して金融機関等で納付された方は、領収証書に付いている継続検査用納税証明書をご利用ください。(領収印のないものは無効です)

口座振替の方は、６月 19 日頃に車検用納税証明書を発送します。車検等で発送前に車検用納税証明書が必要な方は、振替記帳済みの通帳をご持参いただき、税務課窓口で納税証明書の交付を申請してください。(金融機関等から振替済みの情報が届くまでに数日要するため、ご協力をお願いします。)

地方税統一 QR コード（クレジットカード等)・スマートフォンアプリでの納付の方は、７月上旬に発送します。車検等で車検用納税証明書の発行をお急ぎの方は、地方税統一 QR コード・スマートフォンアプリ以外の納付方法をご利用ください。

なお、令和５年１月より、軽 JNKS（軽自動車税納付確認システム）が導入されていることから、車検時に納税証明書の提示が原則不要（250 cc超のバイクは除く）となっています。

令和６年度以降、口座振替・地方税統一 QR コード・スマートフォンアプリで納付した方には、車検用納税証明書の送付は行わない予定（250 cc超のバイクを除く）ですのでご了承ください。(役場税務課窓口での交付は今まで通り対応可能です)

※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です